

堺市公報 第241号	令和4年11月11日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目次

頁

＜告示＞

○土壌汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について 【環境局環境保全部環境対策課】	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定 について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止 について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の名称 変更について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の所在 地変更について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定 について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止 について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	9

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	10
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	11
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	12
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	13
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	14
○堺市立のびやか健康館の開館時間等について	
【環境局環境事業部環境事業管理課】	15
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について	
【産業振興局産業戦略部地域産業課】	16
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について	
【産業振興局産業戦略部地域産業課】	17
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について	
【産業振興局産業戦略部地域産業課】	18
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	20
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	20
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	21

告 示

堺市告示第373号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

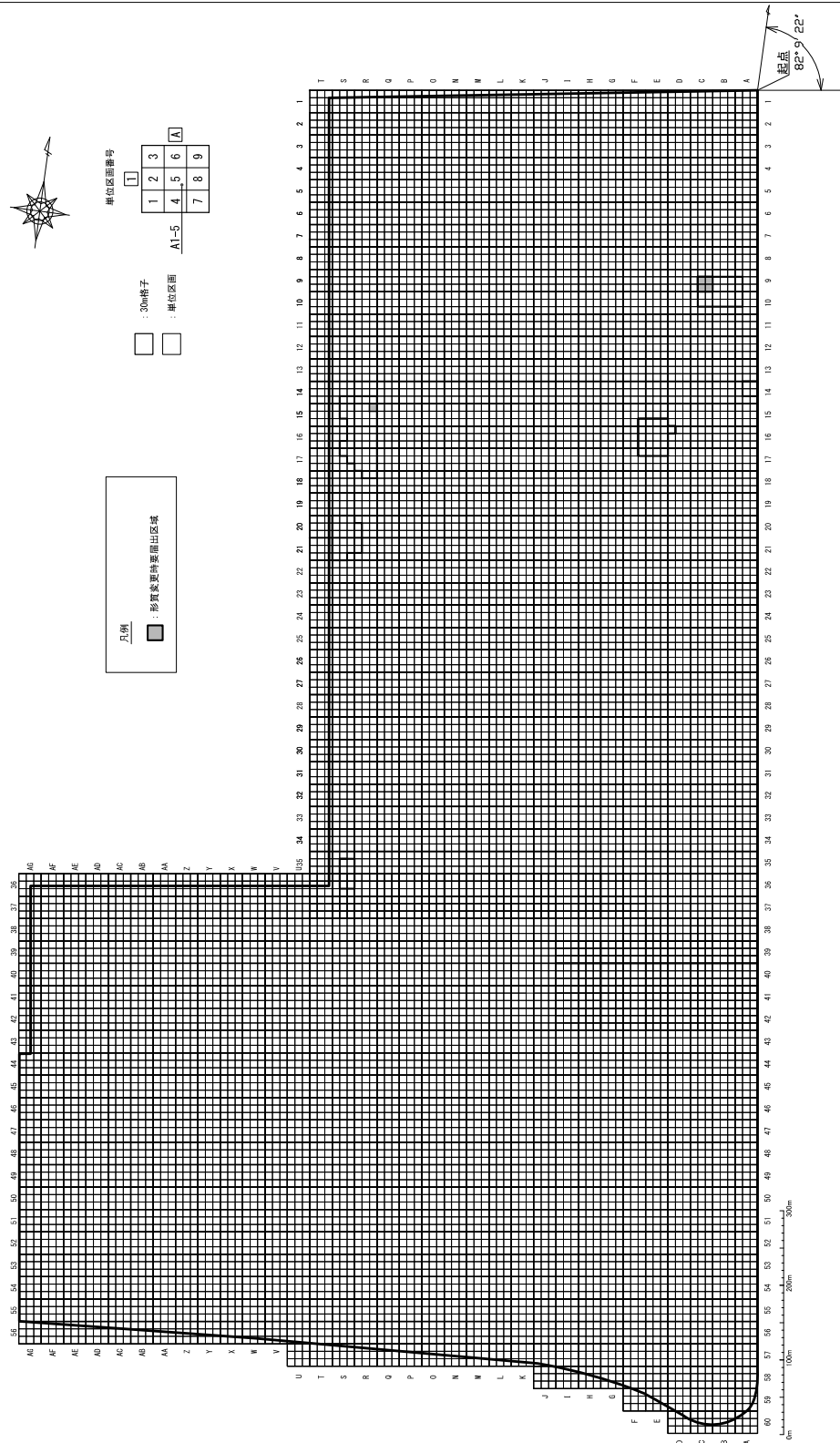
令和4年11月11日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 指定する形質変更時要届出区域
堺市西区築港新町三丁17番2及び17番4の各々の一部（別紙図面参照）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別紙

形質変更時要届出区域



堺市告示第374号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年11月11日

堺市長 永 藤 英 機

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
くさか内科医院	堺市北区南長尾町2-1-21	令和4年9月1日
しょうのクリニック	堺市北区長曾根町3082-1 クリニックステーションなかもず2F-B	令和4年9月1日
けい眼科クリニック	堺市西区鳳東町1-7-30 平兵衛ビル2階	令和4年9月1日
かまのにこにこクリニック	堺市西区津久野町1-20-7 津久野モンテノビルディング3階	令和4年9月1日
いのうえ在宅診療所	堺市西区上野芝町2-3-18 上野芝クリニックモール4階	令和4年10月1日

2 歯科

名称	所在地	指定年月日
おひさま歯科浅香山クリニック	堺市堺区高須町1-1-50	令和4年9月1日
ふじもと歯科	堺市堺区中瓦町2-3-14 栄屋ビル2階	令和4年9月1日

3 薬局

名称	所在地	指定年月日
パートナー中百舌鳥薬局	堺市北区中百舌鳥町5-10 コーポ ベル1階	令和4年9月1日
ウエルシア薬局堺大町東 店	堺市堺区大町東3-1-26	令和4年10月1日

4 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
看護クーク堺北	堺市北区黒土町41-1	令和4年10月1日

堺市告示第375号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年11月11日

堺市長 永 藤 英 機

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
かとうクリニック	堺市西区家原寺町1-13-11	令和4年9月30日
くさか内科医院	堺市北区南長尾町2-1-21	令和4年8月31日
しょうのクリニック	堺市北区長曾根町3082-1 クリニ ックステーションなかもず2F-B	令和4年8月31日
けい眼科クリニック	堺市西区鳳東町1-7-30 平兵衛 ビル2階3号室	令和4年8月31日

整形外科かまのにここクリニック	堺市西区津久野町1-20-7 津久野モンテノビル3階	令和4年8月31日
-----------------	----------------------------	-----------

2 歯科

名称	所在地	廃止年月日
おひさま歯科浅香山クリニック	堺市堺区高須町1-1-50	令和4年8月31日
ふじもと歯科	堺市堺区中瓦町2-3-14 栄屋ビル2階	令和4年8月31日

3 薬局

名称	所在地	廃止年月日
北花田薬局	堺市北区宮本町4-4	令和4年5月31日
パートナー中百舌鳥薬局	堺市北区中百舌鳥町5-10 コーポベル1F	令和4年8月31日

堺市告示第376号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年11月11日

堺市長 永 藤 英 機

変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
--------	--------	-----	-------

大阪南リハビリ訪問看護ステーション	訪問看護ステーションゴービー	堺市西区上459-1	令和4年9月1日
-------------------	----------------	------------	----------

堺市告示第377号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年11月11日

堺市長 永 藤 英 機

名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
訪問看護ステーションセカンド・ケア	堺市堺区南花田口町2-3-20 三共堺東ビル7階	堺市堺区北瓦町2-4-16 堺富士ビル6階	令和4年9月1日
みおつくし訪問看護ステーション	堺市東区大美野158-3 レジデンス大美野103号	堺市東区大美野158-3 大美野レジデンス302号	令和4年9月8日

堺市告示第378号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例に

よる場合を含む。)の規定により告示する。

令和4年11月11日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	指定年月日
介護予防居宅療養 管理指導	リバティ薬局	堺市北区中長尾町3- 1-29	令和4年9月1日

堺市告示第379号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年11月11日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
介護予防居宅療養 管理指導	パートナー中百舌鳥 薬局	堺市北区中百舌鳥町5 -10 コーポベル1F	令和4年8月31日
居宅療養管理指導	パートナー中百舌鳥 薬局	堺市北区中百舌鳥町5 -10 コーポベル1F	令和4年8月31日
通所介護	ハピネス金岡デイサ ービスセンター	堺市北区金岡町2725	令和4年9月30日

特定介護予防福祉用具販売	アップライフ介護用品新金岡店	堺市北区新金岡町5-4-103	令和4年8月15日
特定福祉用具販売	アップライフ介護用品新金岡店	堺市北区新金岡町5-4-103	令和4年8月15日
介護予防福祉用具貸与	アップライフ介護用品新金岡店	堺市北区新金岡町5-4-103	令和4年8月15日
福祉用具貸与	アップライフ介護用品新金岡店	堺市北区新金岡町5-4-103	令和4年8月15日
介護予防認知症対応型通所介護	つくしの会デイサービスセンターひとやすみ	堺市堺区寺地町西2-2-16	令和4年9月30日
認知症対応型通所介護	つくしの会デイサービスセンターひとやすみ	堺市堺区寺地町西2-2-16	令和4年9月30日

堺市告示第380号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年11月11日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
介護予防訪問看護	大阪南リハビリ訪問看護ステーション	訪問看護ステーションゴービー	堺市西区上459-1	令和4年9月1日

訪問看護	大阪南リハビリ訪問看護ステーション	訪問看護ステーションゴービー	堺市西区上459-1	令和4年9月1日
介護予防訪問看護	みおつくし訪問看護	みおつくし訪問看護ステーション	堺市東区大美野158-3 大美野レジデンス302号	令和2年2月20日
訪問看護	みおつくし訪問看護	みおつくし訪問看護ステーション	堺市東区大美野158-3 大美野レジデンス302号	令和2年2月20日

堺市告示第381号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年11月11日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
介護予防訪問看護	訪問看護ステーションセカンド・ケア	堺市堺区南花田口町2-3-20 三共堺東ビル7階	堺市堺区北瓦町2-4-16 堺富士ビル6階	令和4年9月1日
訪問看護	訪問看護ステーションセカンド・ケア	堺市堺区南花田口町2-3-20 三共堺東ビル7階	堺市堺区北瓦町2-4-16 堺富士ビル6階	令和4年9月1日

介護予防訪問看護	みおつくし訪問看護ステーション	堺市東区大美野158-3 大美野レジデンス103号	堺市東区大美野158-3 大美野レジデンス302号	令和4年9月8日
訪問看護	みおつくし訪問看護ステーション	堺市東区大美野158-3 大美野レジデンス103号	堺市東区大美野158-3 大美野レジデンス302号	令和4年9月8日
介護予防訪問サービス	ケアセンターエイト	堺市北区北花田町3-28-1	堺市中区陶器北486-3	令和4年10月1日
訪問介護	ケアセンターエイト	堺市北区北花田町3-28-1	堺市中区陶器北486-3	令和4年10月1日
居宅介護支援	三都ケアプランセンター	堺市南区深阪南182 泉ヶ丘A SビルE号	堺市南区高倉台2-3-2 205	令和4年9月1日

~~~~~

## 堺市告示第382号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年11月11日

堺市長 永 藤 英 機

### 1 はり・きゅう

| 施術者   | 施術所名                     | 所在地             | 廃止年月日     |
|-------|--------------------------|-----------------|-----------|
| 藤崎 貴子 | 訪問鍼灸マッサージKEIRO W堺北ステーション | 堺市北区長曾根町633-102 | 令和4年10月5日 |

|        |                             |                 |           |
|--------|-----------------------------|-----------------|-----------|
| 藤原 美希  | 訪問鍼灸マッサージKEIRO<br>W堺北ステーション | 堺市北区長曾根町633-102 | 令和4年10月5日 |
| 今井 かおり | 訪問鍼灸マッサージKEIRO<br>W堺北ステーション | 堺市北区長曾根町633-102 | 令和4年10月5日 |

## 公 告

### 堺市公告第608号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年11月11日

堺市長 永 藤 英 機

- 落札に係る調達物品等の名称及び数量  
重金属固定用高分子キレート薬剤（令和4年度下半期分）（年間単価契約）  
集じん灰処理予定量（2,500,000kg）×薬剤添加率
- 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
財政局契約部調達課  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 落札者を決定した日  
令和4年9月15日

## 4 落札者の氏名及び住所

花谷薬品株式会社

代表取締役 花谷 十九

大阪府堺市西区鳳北町8丁433-1

## 5 落札金額

¥29,122,500-（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 一般競争入札の公告を行った日

令和4年8月3日

~~~~~

堺市公告第609号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年11月11日

堺市長 永 藤 英 機

1 落札に係る調達物品等の名称及び数量

無線LANシステムアクセスポイント 100個

2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地

財政局契約部調達課

堺市堺区南瓦町3番1号

3 落札者を決定した日

令和4年10月5日

4 落札者の氏名及び住所

富士通 J a p a n 株式会社 大阪第一統括ビジネス部

統括部長 田中 美治

大阪府大阪市中央区城見2丁目2番6号

5 落札金額

¥17,215,000—（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和4年8月24日

~~~~~

## 堺市公告第610号

堺市立のびやか健康館条例（平成30年条例第53号）第24条第1項第2号の規定に基づき、堺市立のびやか健康館の開館時間等を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第23条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年11月11日

堺市長 永 藤 英 機

| 特別営業日         | 利用時間    | 備考       |
|---------------|---------|----------|
| 令和4年12月29日（木） | 10時～23時 | プールは利用不可 |
| 令和5年1月3日（火）   | 10時～19時 |          |

※年末年始の休館日は、令和4年12月30日～令和5年1月2日

~~~~~

堺市公告第611号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び美原区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和4年11月11日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ美原店

堺市美原区黒山710番1 ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社関西ケーズデンキ

代表取締役 杉本 正彦

茨城県水戸市城南二丁目7番5号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）名 称 株式会社関西ケーズデンキ

代表者 代表取締役 杉本 正彦

所在地 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

（変更後）名 称 株式会社関西ケーズデンキ

代表者 代表取締役 杉本 正彦

所在地 茨城県水戸市城南二丁目7番5号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ

ては代表者の氏名

4 変更年月日

(1)(2) 令和4年8月3日

5 届出年月日

(1)(2) 令和4年10月25日

~~~~~

堺市公告第612号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び市政情報センターにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和4年11月11日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ堺遠里小野店

堺市堺区遠里小野町一丁25番2 ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

トモエ地所株式会社

代表取締役 西井 孝志郎

大阪府守口市南寺方東通五丁目26番16号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ケーズデンキ堺遠里小野店

(変更後) ケーズデンキ堺遠里小野店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 株式会社関西ケーズデンキ

代表者 代表取締役 杉本 正彦

所在地 大阪府大阪市浪速区難波中三丁目5番13号

(変更後) 名 称 株式会社関西ケーズデンキ

代表者 代表取締役 杉本 正彦

所在地 茨城県水戸市城南二丁目7番5号

#### 4 変更年月日

(1) 令和4年2月18日

(2) 令和4年8月3日

#### 5 届出年月日

(1) (2) 令和4年10月25日

### 堺市公告第613号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び北区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和4年11月11日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ堺中央環状店  
堺市北区黒土町2253番1 ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社関西ケーズデンキ  
代表取締役 杉本 正彦  
茨城県水戸市城南二丁目7番5号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ケーズデンキ堺中央環状店  
(変更後) ケーズデンキ堺中央環状店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 株式会社関西ケーズデンキ  
代表者 代表取締役 杉本 正彦  
所在地 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

(変更後) 名 称 株式会社関西ケーズデンキ  
代表者 代表取締役 杉本 正彦  
所在地 茨城県水戸市城南二丁目7番5号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日

(1) 令和4年9月2日  
(2) (3) 令和4年8月3日

5 届出年月日

(1) (2) (3) 令和4年10月25日

~~~~~

堺市公告第614号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年11月11日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市中区深井東町3032番1から3032番10まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市堺区甲斐町西一丁1番31号
株式会社サンユー都市開発
代表取締役 松永 泰成

~~~~~

## 堺市公告第615号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年11月11日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市西区浜寺石津町東一丁635番1の一部、635番2の一部、635番3の一部及び635番4から635番8まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都港区新橋四丁目28番1号  
トラスコ中山株式会社  
代表取締役 中山 哲也

~~~~~

堺市公告第616号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年11月11日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市堺区大仙西町一丁6番2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
堺市堺区南瓦町3番1号
堺市長 永藤 英機